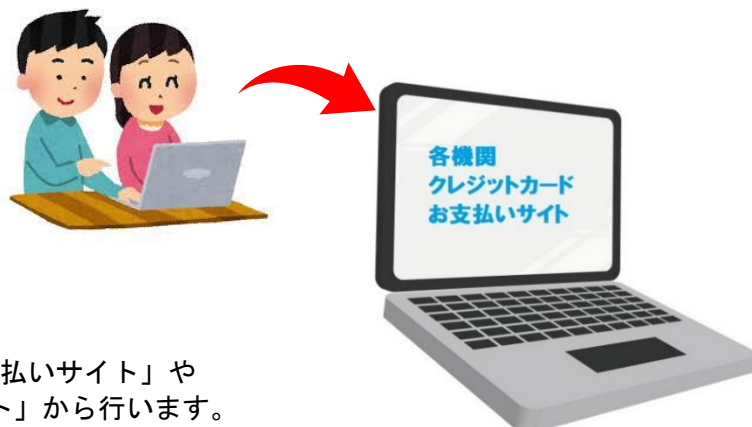


# インターネットを利用したクレジットカード納税について

パソコン、スマートフォンなどのインターネット環境を利用して、クレジットカードで納税することができます。

※クレジットカードによる納税手続は、インターネット環境を利用して行います。金融機関や各機関の窓口、コンビニエンスストアの店頭では、クレジットカードは利用できません。



## 納税手続

納税手続きは、「国税クレジットカードお支払いサイト」や「〇〇県県税クレジットカードお支払サイト」から行います。

## 注意事項

### ◆決済手数料について

納税通知書・納付書の合計額の他に決済手数料がかかります。(利用者負担)  
決済手数料は、以下のとおり、納税通知書・納付書の合計額 10,000 円ごとに 73 円（消費税別）がかかります。

決済手数料	
納税通知書・納付書の合計額	決済手数料
1 円～10,000 円	73 円（消費税込 78 円）
10,001 円～20,000 円	146 円（消費税込 157 円）
20,001 円～30,000 円	219 円（消費税込 236 円）
30,001 円～40,000 円	292 円（消費税込 315 円）
40,001 円～50,000 円	365 円（消費税込 394 円）

※以降、納税通知書・納付書の合計額が 10,000 円増えるごとに決済手数料 73 円（消費税別）が加算されます。

(例) 39,500 円の場合、クレジットカード会社への支払金額は 39,815 円です。

1 件あたりの決済手数料です。複数のお支払手続きを行う場合、1 件ごとに決済手数料がかかります。決済手数料は、納税通知書・納付書の合計額とあわせてクレジットカード会社から請求されます。分割払い・リボ払いの際には、別途各カード会社が定める手数料が発生する場合があります。ご利用の前にカード会社に必ずご確認ください。

### ◆延滞金について

納期限を経過して、クレジット取扱期限までに納税していただいた場合は、延滞金が発生する場合があります。

### ◆領収証書について

領収証書は発行されませんので、カード会社が発行する利用明細などをご確認ください。  
(支払手続画面を印刷し、記録として残しておくことをおすすめします。)  
領収証書が必要な場合には、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）、コンビニエンスストア又は各機関の窓口で納税してください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1  
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118  
(平成 30 年 1 月レターケース)